

第 14 回検討会議 全班まとめ（ワークショップ）

第 6 章 条例の検証

※条項数等の関係から、第 6 章、前文、第 1 章（定義）について WS 形式で議論しました。以下で、各班の意見をまとめています。

資料 2-2

	条文素案	1 班	2 班	3 班	4 班	5 班
佐賀市自治基本条例検証委員会	<p>第 3 2 条 市長は、この条例の運用状況について検証するため、佐賀市自治基本条例検証委員会（以下「検証委員会」という。）を置く。</p> <p>2 検証委員会は、市長の諮問に基づき、この条例の見直しに関する事項その他重要事項について審議するものとする。</p> <p>3 前 2 項に定めるもののほか、検証委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	OK	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会が、非常設型だと活動が停滞していきそうな気がする。</li> <li>この条例案を検討してきた過程を知る人が委員会に入っていないと困る。</li> </ul>	OK	<ul style="list-style-type: none"> <li>「重要事項」は「必要事項」としてある程度幅広い意味づけをした方がよいのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会が常設か非常設か不明。4 年を超えない部分を 32 条に入れた方がよいのでは。</li> </ul>
条例の見直し	<p>第 3 3 条 市長は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化を勘案し、この条例の規定について検証を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の検証に当たっては、検証委員会に諮問しなければならない。</p>	OK	<ul style="list-style-type: none"> <li>条文をそのまま読むと「常設型」のように思える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体例があればより解り易いので、要検討</li> <li>常設型の方がいいのではないかと？ 要検討。</li> </ul>	OK	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会に「検証委員会と推進委員会」があるが、推進は誰が行動するのか</li> <li>市民への伝達は自治体か議会が行うのか。</li> </ul>

前文

	条文素案	1 班	2 班	3 班	4 班	5 班
これらを受けた教育により	<p>わたしたちが暮らす佐賀市は、脊振山系の緑豊かな山々、そこから流れ出す嘉瀬川を抱く佐賀平野、有明海といった自然に恵まれたまちです。</p> <p>先人たちは、この豊かな自然を大切にしながら、歴史や文化をつくりあげ、多くの人材を育ててきました。これらを受け継ぎ、子どもたちが大好きなふるさとと誇れるまちをつくりあげていくことは、わたしたちの使命です。</p> <p>わたしたちは、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じ、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちた“さがんまち”を目指し、「自分たちのまちは自分たちで治める」という自治の主体として、役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加していきます。</p> <p>わたしたちは、市政や市民活動に関心を持ち、まちづくりに関わるすべての人々との対話を通して、協働によるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「嘉瀬川」という表現が気になる</li> <li>脊振山系の緑豊かな山々、佐賀平野に広がる田園都市、有明海といった自然に恵まれたまち（有明海にそそぐ川は嘉瀬川のみではない）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「そこから流れ出す嘉瀬川を」の表現を考え直す。</li> <li>～を育てています。それらを受け継ぎ～（過去形にしたくない）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まとまりがあって OK。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文言の再検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例を作り「ばなし」の心配</li> <li>異議なし（全体としては）</li> <li>大好きは協調している様に思う。</li> </ul>
私の						
佐賀						

第 1 章 総則

	条文素案	1 班	2 班	3 班	4 班	5 班
定義	<p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 市内に住所を有する者</p> <p>イ 市内に通勤し、又は通学する者</p> <p>ウ 市内に不動産を有する者</p> <p>(2) 市民活動団体 市民により組織する地縁型組織（自治会、老人会その他の地縁を基礎とする組織をいう。）又は志縁型組織（特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の志縁を基礎とする組織をいう。）であって、公益性のある活動（以下「市民活動」という。）を行う団体をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「志縁型」は一般的な言葉ではない。</li> <li>志縁とは、の意味を分かりやすく。</li> </ul>				
定義	<p>(3) 事業者 市内で営利を目的とした事業を営み、又は事業所を有する個人又は団体をいう。</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>文言の修正</li> <li>J A、農協、生協等協同組合は営利を目的としていない。</li> </ul>	

(4) <u>市長等</u>	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び自動車運送事業管理者をいう。			・市長等の「等」の詳細い説明がほしい。		・市の職員の定義がない →市長等の中に位置づけられている。また、別に職員については、「12条」で定義してある為、明記しない。
(5) まちづくり	市民の公共の福祉を増進するために行われる活動の総体をいう。					
(6) 市政	まちづくりのうち議会及び市長等が担うものをいう。					
(7) 情報共有	市民、議会及び市長等が、まちづくりに関する情報を互いに提供し、及び共有することをいう。			・「互いに」と「相互に」の表現の整合性。		
(8) 市民参加	市民が、まちづくりに主体的にかかわり、行動することをいう。					
(9) 協働	<u>市民、市民活動団体、事業者、議会及び市長等</u> が、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に尊重し、助け合い、及び協力しながら活動することをいう。					・市民、議会及び市長等、職員、市民活動団体、事業者がに変更。

## ■ 第14回検討会議 全班まとめ（審議会形式）

※第1章、第2章、第3章について審議会形式で検討を行いました。  
条項に対する意見を以下にまとめています。

### 第1章 総則

	条文素案	コメント・意見
自治の 基本原則	第5条 本市は、次に掲げる事項を自治の基本原則とする。 (1) 情報共有の原則 (2) 市民参加の原則 (3) 協働の原則	・原則の説明は先にした方が親切ではないか。

### 第2章 市民の権利並びに市民、議会、市長等の役割

	条文素案	コメント・意見
事業者の 役割及び 責務	第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての責任を自覚し、地域社会へ寄与するとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域環境の保全に努めなければならない。	・事業者の定義を整理した上で再度検討する必要がある。(大学、宗教法人、JAは事業者?)
議会の 役割 及び 責務	第10条 議会は、住民の負託を受けた議員で構成される議事機関及び意思決定機関としての役割を担うものとする。 2 議会は、住民の負託に的確にこたえ、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。 3 議会の運営その他必要な事項については、別に条例で定める。	・「議会は、住民の負託に的確にこたえ」 ⇒「的確にこたえ」が個別陳情にひとつひとつ対応するような感じなので再整理 ・「負託」と「信託」の違いは何か。 ⇒負託は、責任を持って任せるの意 信託は、信頼して託すの意
市長の 役割 及び 責務	第11条 市長は、住民の信託を受けた代表者として本市を統轄するものとする。 2 市長は、市政運営の遂行に当たっては、経営的視点を持つとともに、その透明性を確保するよう努めなければならない。 3 市長は、本市の職員の能力及び資質の向上並びに適正な配置に努め、効果的かつ効率的な組織運営に努めなければならない。	・職員の定義(第22条も整理)を整理すること。 市長に含まれるか、それで良いのか。 ・「負託」と「信託」の違いは何か。
職員の 役割 及び 責務	第12条 本市の職員は、市長の補助機関としての役割を担うものとする。 2 本市の職員は、全体の奉仕者として市民の視点に立った公平かつ誠実な職務の遂行に努めなければならない。 3 本市の職員は、市政の課題に的確に対応するため、職務を遂行するために必要な能力及び資質の向上に努めなければならない。	・「本市」は「市」で良いのではないか。

### 第3章 情報共有、参加及び協働

	条文素案	コメント・意見
審議会	第20条 市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募等により幅広い層の市民から選任するよう努めるものとする。	・「正当な理由がある場合を除き」 ⇒正当な理由の内容を解説する必要がある。

